

公 募 公 告

下記のとおり公告する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 大阪第二法務合同庁舎における食堂の営業
- (2) 設置期間 契約締結の日から令和2年3月31日(火)まで
ただし、法務省共済組合大阪法務局支部長が必要と判断した場合は、5年を超えない範囲で更新することができる。
- (3) 募集者数 1者(社)

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 下記3の募集要領及び仕様書を受領していること。
- (6) 企画提案書を期間内に提出していること。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 募集要領及び仕様書の交付

- (1) 期間 令和元年8月9日（金）から令和元年8月20日（火）まで
（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 場所 下記4のとおり。

4 問合せ先

〒540-8544

大阪府中央区谷町二丁目1番17号 大阪第二法務合同庁舎4階

大阪法務局総務部職員課給与係（担当：萬年，星田）

電話番号 06-6942-1497（直通）

令和元年8月9日

法務省共済組合大阪法務局支部長 杉浦 徳宏